

# 澁澤榮一の実業思想

—『青淵百話』にみる—

小 松 章

## はじめに

明治期を通じて日本資本主義の成立・発展を民間において主導した実業家澁澤榮一(1840-1931年)の実業思想を、『青淵百話<sup>1)</sup>』によって明らかにすることが、小稿の目的である。

澁澤榮一は、雅号を「青淵」と称した。『青淵百話』は、その青淵こと澁澤が、同文館主人の森山章之丞に「平生の感想を記述し世に公にせむことを」懇請されて、多忙の合い間に行った談話を中心に編まれた書物である。談話の内容は、編者井口正之によって筆記され、それを澁澤自身が手直しして文章ができて上がっている。また一部には、雑誌等に一度掲載された談話も加えられているが、澁澤はそれらにも改訂を施している。さらに最終の14諸項は1887(明治20)年に談話筆記された半生の自伝『雨夜譚』(私家本)をベースにしているが、澁澤はこれにも修正増補をなし、「未知の新事実を加えた」のである。

その上、「先生(=澁澤)は其の多忙を多忙とせられず、貴重の時間を割いて、文章の添削は勿論、印刷校正の末枝に至るまで自ら其の事に任せられ、遂に此の規画を成就せられた<sup>2)</sup>」。

談話集とはいえ、澁澤がこの著書に並々ならぬ情熱を傾けたことは疑いない。

本書の意義について、編者井口はこう記述している。「先生齡古稀を過ぎ、世に為すべきを為し、尽すべきを尽されたりと雖も、未だ此の偉大人の言行

録の世に行はれて、其の範を後世に垂るゝに足るものは一つもない。これ<sup>まこと</sup>洵に世人一般の久しく遺憾とせし所にして、亦森山同文館主及び編者等も憾を分ちし所であつた<sup>3)</sup>。

まさに『青淵百話』は、澁澤の思想を凝集した書物として世に公にされたといつてよい。ここに、われわれがまず同書によって澁澤の実業思想を探ろうとするゆえんである。

## 1 実業への確信

澁澤は、『青淵百話』の第一項を「天命論」と題し、自分が孔子の教えを処世の訓としてきたことを告白している。「余は常に孔子の天命觀を以てその心とし、今日迄心や行の上に之を實踐<sup>きやうこう</sup>躬行して来た<sup>4)</sup>」。

澁澤によれば、天命とは人生に対する絶対的な力である。この力に反抗して事を為そうとしても、それは永久に遂げうるものではない。天命を知った時に、人は初めて社会的に順序あり系統ある活動ができるのであり、天祐・天運に恵まれて、その仕事も永久的生命を得るのである。

1873（明治6）年、大蔵省を辞し、第一国立銀行の総監役に就くにあたって、澁澤は、「実業界の開拓」をまさに自己の「天命」として受けとめたのであった。

「商工業を盛大にしなければいかぬと云ふ事に就いては、其の頃も余以上に深く考慮した政治家、学者<sup>など</sup>も沢山あつたであらうが、併し左様いふ人々は自ら商売人に成りもせぬ、又成れもしなかつた。当時のことを回想して見るに、よく商工業者が多少の力を致して少しく発達して見た所で、政治界の名誉と商工界の名誉とは同一のものでないといふ有様であつた。余が銀行者になつた時も、多数の友人は『澁澤もあんな馬鹿な真似をしなくてもよからうに』と、誹謗の言を放つた位である。然るに余は左様いふ時代だから、尚更これは必要的急務であると觀念し、それと共に余は一度此の位置に身を置いた以上、実業界の開拓は余が天の使命であるから、終身此の業務を不変の態度で経営して見ようと決意した<sup>5)</sup>」。

以後、澁澤は1916(大正5)年まで第一(国立)銀行の頭取職にあって、製紙業、保険業、鉄道業、海運業、紡績業、織物業、煉瓦製造業、ガス製造業など多方面の会社の設立・経営に尽力することになる。

ところで、澁澤がこのように「実業界の開拓」を自己の「天命」として受けとめ、その後40数年の長きにわたって日本の実業界を指導するにいたった心底には、商工業の国家的役割に対する一つの強い確信があったことを見落とすべきではない。それは、一言でいえば、一国の文明を支える基礎は政治や軍備や教育や法律などではなく、まさに商工業(経済)であるという経済決定論であった。

澁澤は、「文明は室内装飾に似たり」として、一国の文明を室内の器具に例えるなら、政治外交は床の間の掛け物の如く、海陸軍は玄関に置かれた武器かつかやう甲冑の如く、教育は書棚の書籍・巻物あるいは唐本の如く、法律は屏風・襖びようぶ ぶすまの如くであるが、商工業は座敷の中には用の無い勝手元の道具の如くであるとする。

しかしながら、その効力にいたったらいかがであらうかと澁澤は問うのである。「台所道具は一般に客の目を惹かぬに反し、こめびつ米櫃の如きは一家に於て最も必要とせらるゝ所のものに属し、若しも米櫃にして空乏を告げんか、他の道具が如何に美々しく飾らるゝとも見すばらしく、或は遂に其の形態を存し得られぬ様になるかも知れぬ。されば一家の中、最も責ぶべきは床の掛物に非ず、甲冑武器の置物に非ず、書籍巻物に非ず、屏風襖に非ず、要は此の米櫃にあることを忘れてはならぬ<sup>6)</sup>」。

澁澤は、より明快にこうもいう。「彼の幕末の官吏の腐敗墮落して居たことは固よりであるが、実業家側に於て一人の商売人らしい人物の居らなかつたことも、確かに幕府滅亡の一原因でもあつたに相違ないと思われる。其の例を外国に求むれば、三百年前全盛を極めて居たイスパニヤの衰運に向つたのは、要するに実業界に其の人なく、商業の次第に衰微した結果に外ならぬ。さらに英国が其の反対の現象を以て日に月に隆昌に赴く所以のものは、主として実業に重きを置き、商工業者も亦鋭意国家の為に其の業の発達を企図し

て止まなかつたからである<sup>7)</sup>」。

商工業の発展こそが国力の基礎であり文明を支えるというこの経済決定論的思考は、澁澤に、実業界の開拓が何よりも国家公益のためであるという強い確信をもたせることになる。大蔵省にあった澁澤がむしろ実業界に「天命」を聞いたのは、経済決定論的思考を基礎に、国家への寄与において実業家は政治家に勝るとも劣らぬという自負をもちえたからにちがいない。

## 2 商業の地位向上

実業界の開拓を天命として受け入れた澁澤は、たんに会社を起こすだけでなく、商工業とりわけ商業の地位向上にも情熱を傾けることになる。

江戸時代の鎖国政策と封建的な制約とから基本的に手内職と小売商の域を出ることのなかった日本の商工業は、明治政府の殖産興業政策と民間における澁澤らの指導によって発展をみるにいたるが、澁澤のみるところ、商工業者はなお道徳的観念に欠けるきらいがあった。

澁澤によれば、もともと商工業は殖利生産を目的とするものであるから、ややもすれば不道理に走りやすい性質をおびている。加えてわが国の場合、江戸時代の風習として商工業者は卑しまれ、学問教育から引き離された。そのため商工業者は漢学の教える仁義道徳から疎遠となり、ついには「利益に関しては道理を勘定に置かぬ」とか「利益の前には道理は度外視しなければならぬ」といった観念をさえ生むにいたった。

商工業がこのようなものであるかぎり、その地位の向上を望めないことは当然である。ところが、「日本に於ける商工業者は、尚未だ旧来の慣習を全く脱することが出来ず、動ともすれば道徳的観念を無視して、一時の利に趨らんとするの傾向があつて困る<sup>8)</sup>」。

そこで澁澤は、商工業者に対して「商業道徳」の発揚を強く訴えるのであるが、同時に他方においては商業そのものへの一般的偏見を解くべく、商業は「私利私欲」とは別物であるとして、商業の真意義を説くのである。

澁澤によれば、商業は「私慾のために、即ち私利に拘泥するものである」

と理解されやすい。このような理解は商人自身の道徳観念の欠如に原因を有するが、商業に対する解釈としてはまちがっている。すなわち、一方には物品の生産があり、一方には物品の消費がある。その間に立って「有無相通ずるの職分」を全うするのが商業の目的である。この職分そのものは、生産者・消費者あってのもので、互いに相寄り助けなければならないことである。商人一人が孤立してやりたいと思ったところで不可能である。したがって、商業を営むという行為は自己のためにする行為であっても、商業という職分を商人が自己一身のために私することはできない。その職分は全く公共的なものである。それゆえ、商人が道理正しくその職分を果たす働きをすることを、私利私欲と同一視することはまったく不当である。「余の見解を以てすれば真の商業を営むは私利私慾でなく、即ち公利公益であると思ふ<sup>9)</sup>」。

そして澁澤は、商業における公益と私利との関係について、次のような論理を展開する。「殊に商業に於て最も嚴重に差別をしてかゝらねばならぬことは公益と私利といふことである<sup>10)</sup>」が、この両者を分かつものは、その「業体」の正・不正である。商人が私欲にくらんで業体の道理をも顧みず私利をめざすのは、社会を犠牲にし国家を眼中に置かぬやり方である。もし皆がそうなれば、社会は攪乱され国家は破壊されてしまう。国家社会を破壊してどうして一家一人を満足に保つことができようか。そのような人間は、私利私欲を図ろうとしてかえって一身一家の破壊を招くに等しい。

これに対し、道理正しい業体であれば、そこから得られる私利は公益につながる。なぜなら「個人の多数集合した団体が即ち国家<sup>11)</sup>」なのであるから、個々人が道理正しい業体を以て私利を図れば、その分子から成立している国家はおのずから富貴となる。このかぎり、道理正しい商業によって一家の計を立てることは、必ずしも私利を図るわけではなく、これを広義に解釈すればやはり公益を図るものといえるはずである。商業の真意義はまさにここにある、と澁澤は導くのである。

「余は再言す、商業は決して個々別々に立つものではない。其の職分は全く公共的のものである。故に此の考を以てそれに従事しなければならぬ。公

益と私利とは一つである。公益は即ち私利、私利能く公益を生ず、公益となるべき程の私利でなければ真の私利とは言へぬ。而して商業の真意義は實に此処に存するものであるから、商業に従事する人は、宜しく此の意義を誤解せず、公益となるべき私利を営んで貰ひ度い、これ體て一身一家の繁栄を来すのみならず、同時に国家を富裕にし、社会を平和ならしむるに至る所以であらう<sup>12)</sup>。

ここに見られる「私利公益」論は、「滅私奉公」主義に代えた澁澤一流の合理的主張である。しかし彼の私利公益論は、あくまでも業体における正しい道理を前提に置いていることを見落としてはならない。澁澤が商業道徳をどこまでも重視したゆえんである。

### 3 国家的観念

澁澤は、明治初頭の実業界の様相をふり返えて、次のように述べている。「明治維新は我国に取つて長夜の眠を覚したと等しい大変革期であつた。旧制度旧習慣が破壊されたと共に、新文明は非常なる勢力を以て輸入されたが、それに連れてまた各種の事業も計画せられ創業せられた。而して当時此等の事業に関係して居た者の中に就いて能く成功したのを見ると、多くは国家的観念を以て従事した事業である故に、明治初年に於ける事業界の状態は、殆ど国家の利益の為に奔走したものであつた。斯くして交通、運輸、通信、金融等より各種の商工業に至るまで、新文明の恩沢に浴することが出来、日本は茲に二千余年来の旧衣を脱することゝなつた<sup>13)</sup>。

ひるがえって、「国家的観念」は、澁澤自身にとっても事業を遂行する上での第一義の信念であつた。「然らば余は如何なる考を以て、今日迄凡ての事業の経営に當つて来たかといふに、常に国家的観念を以て之を経営した<sup>14)</sup>。

澁澤のいう「国家的観念」とは、一言でいえば、国家あるいは国家社会全体の利益を第一義とする考え方を意味するが、あまりにも理念的なことばである。澁澤が国家的観念ということばで言おうとした具体的内容は、何であつたのだろうか。

澁澤は批判的にいう。企業家は口を開けば、「これは国家的事業である」とか「地方産業のために必要な事業である」とかいいがちであるが、元来、事業というものは、とりたてて国家的事業であるとか社会的事業であるとその効能を並べ立てるまでもなく、一つとして国家社会の利益とならぬものはない。それゆえ国家的・社会的といった形容は、ことばの乱用でしかない。例外的に国家的事業・社会的事業という表現が許されるのは、交通・通信・金融といった「国家社会と通有的関係」にある少数の事業に限られる。

それゆえ、「企業家が特に事業其のものを誇るのは間違である。……国民の利益とか、民衆の幸福とかいふことは、事業其のものとは別に離れて存しなければならぬのであらうと思ふ<sup>15)</sup>」。

では、事業について「国民の利益」や「民衆の幸福」を規定するものは何か。澁澤によれば、事業家の「心事」すなわち国家的觀念がそれにほかならない。「事業其のものには別に国家的事業とか、国益的産業とかいふ様に取り立てゝ数ふべきものはない。有るとすれば事業の凡てが皆それである。斯くの如く事業に差別が無いとすれば、これが国家の為になり、社会の利益となる様にするのは、事業其のものよりも寧ろこれを運為する『人物』の如何にある。事業家各自の心事に依ることである。故に事業家たるものは宜しく自重し攪醒して、国家的觀念の外一步も出でざらんことを力められ度い。これ真に事業家に取って唯一の武器であると余は信じて疑はぬのである<sup>16)</sup>」。

国家的觀念は事業家にとっての「武器」すなわち事業を成功に導くカギでもあると、澁澤はいうのである。このことの意味を澁澤は、逆に国家的觀念をもたない事業がどういう結果をもたらすかという形で、裏面から説明している。

それによると、業界の景気に乗じて起こってはたちまちのうちに倒れてしまう「泡沫会社」は、「国家と社会とを眼中に置かぬ所の企業家、及び其の事業の運命」をよく表わしている。これらの企業家には、何らの確信も精神も見られない。ただある事業が景気がよいと聞けば、創意もなくたちまちそれを模倣して事業を起こす。その結果は競争である。もちろん競争は事業にと

って悪いことではないが、それも程度の問題で、無謀の競争をすれば必ず共倒れに終わるのである。「<sup>おも</sup>惟ふに事業経営の如き、経営者の眼中に国家もなく社会もない様では、その事業は到底永久的生命を保ち得るものではあるまい。唯々目前の利益にのみ眩惑せられ、其の国家社会と共に発展して行くことを度外視するならば、事業の基礎堅実にして永久的生命あることは望み得べからざる所である<sup>17)</sup>」。

かくて、澁澤が説く事業家の心構えはこうであった。「凡そ事業に着手せんとする程のものは、先づ静に社会の大勢に鑑みて取りかゝらねばならぬと思ふ。眼中国家も社会もなく、事業の前途をも考慮せず、唯々現在に儲かりさへすればといふやうな、浅薄な思案から企業すれば、<sup>たちま</sup>忽ち生産過剰を来し、旧来の事業も新興の事業も、相共に倒れなければならぬ運命になる。故に若し仮に製造工業のごときものを起すとするならば、先づ第一に社会の需用から算当して掛らねばならぬ<sup>18)</sup>」。

つまり、目前の利益に眩惑されて模倣的に事業を起こすのではなく、社会の「需要」を算当して創意をもって事業を起こす——少くともこれが、国家社会の利益を第一義とする事業家のあり方、すなわち澁澤のいう、事業における「国家的観念」の具体的な意味内容であった。

澁澤は、特定の一事業分野に拘泥せずあらゆる方面の事業分野に会社を起こすタイプの企業家——自他ともに認める「よろづ屋」——であったが、その「よろづ屋」主義に導いたものは、まさにこのような経済合理性に則ったマクロ的道義としての「国家的観念」であったとみることができる。

なお、澁澤は、事業を起こす際の「企業家の心得」を、より詳しく「企業要領」という形でまとめているので、参考までにそれを整理して紹介しておこう<sup>19)</sup>。

- (1) 「其の事業は果して成立すべきものなるや否やを探究すること」。たんに起業が可能か不可能かという調査だけでなく、成立は可能であってもその事業の維持・継続が十分に見込まれるか否かを「数字の問題」として研究しなければならない。



- (2)「個人を利すると共に国家社会をも利する事業なるや否やを知ること」。自己の利益にばかり着目する事業は、たとえ一時的に順境に向かって隆昌をきわめることがあっても、ついには社会の同情を失墜して悲運に陥る時が来る。逆に、社会公益のためであれば自己の利益を犠牲にしてかまわないというのは、理想は立派だが、個人または私的団体の事業としては永続しえない。したがって、事業は自己を利すると同時に社会国家をも益するものであることが必要である。
- (3)「その企業が時機に適合するや否やを判断すること」。事業にとっての時機の適・不適とは、もっぱら経済界の好調・不調を指す。いかに有益有利な事業であっても、不景気の時代には成立を望みえない。また、いかに周囲の景気が沸騰していても、それが一時的なものか持続的なものなのかを判別してかからなければならない。企業家にとって時機の判別は、けっして忘れてはならない重要な問題である。
- (4)「事業成立の暁に於てその経営者に適当なる人物ありや否やを考ふること」。すべて諸事業は人物あつてのことで、資本がいかに豊富でも、計画がいかに立派でも、それを経営していく者に適材を得なければ、資本も計画も無意味となってしまう。事業経営に適任者を得ることは、機械が動力を得るのと同じ関係にある。事業は人物のいかにかかっていることを忘れてはならない。

以上が、澁澤の示す「企業家の心得」4箇条である。

#### 4 共同福利的会社観

日本の資本主義に対する澁澤の寄与は、多方面に数多くの事業を起こしたという事実もさることながら、「会社」制度そのものの導入と普及に多大の貢献をなしたという点でも評価されなければならない。大蔵省にあっては、『立会略則』を講述して会社知識を広め、また伊藤博文がもちかえったアメリカのナショナル・バンク・アクト(National Bank Act)の知識をもとに国立銀行条例の立案作業を担当することによって銀行制度そして株式会社制度

の完成に寄与した。さらに、みずから民間に移って、わが国最初の株式会社である第一国立銀行の総監役（頭取）に就任するとともに、事業会社として初の株式会社である大阪紡績会社に筆頭株主として参画するなど、その貢献は測り知れない。

澁澤は、みずからが会社制度の導入・普及に努めた動機を、次のように述べている。

「元来商工業に就いて国家の富を図る。其の志す所はそれで善いが、事實其の事に効能があつても、それに従事する人に利益がなかつたならば、其の事は決して繁昌せぬのである<sup>20)</sup>。」「……之（=実業）を世の中に拡め様といふのに、利益なくして拡めることは到底出来ぬからして、どうしても此の商工業に従事するといふにも、商工業者が相当なる利益を得て發達するといふ方法を考へねばならぬ。其の方法は如何にして宜いか、一人の知恵を以て大に富むといふか。己自身に其の知恵があつたならば富むかも知れぬが、極端に云ふと一人だけ富んでそれで国は富まぬ。国家が強くはならぬ。殊に今の全体から商工業者の位置が卑い、力が弱いといふことを救ひたいと覚悟するならば、どうしても全般に富むといふことを考えるより外ない。全般に富むといふ考は是は合本法より外にない。故に此の会社法を専ら努める外ないといふ考を強く起したのである。されば大蔵省に居る時分に立会略則、会社弁などいふ書物を作つたのも、右等の意念から致したのであつて、其の事は今日斯く迄に為し得るといふ理想は持たなかつたけれども、今に会社法に依つて日本を富まさう、商工業者の位置を進めようと思つたことは少しも忘れは致しませぬ<sup>21)</sup>」。

ところで、ここに注目すべき点は、澁澤が会社を、商工業者が一人でその知恵に応じて富む方法に代わる「全般に富む」ための手段として位置づけているということである。つまり、「合本」制は、澁澤にとって、ただたんに資本を巨額に調達するための共同出資方式という以上に、利益を共有することによって多数者が同時に富むための福利的方式として考えられていたのである。

しかも、そのみではない。澁澤は、一方で会社は、小資本しか持たぬ個人にもその「学術知識」や「相応の知恵」を国家社会のために活用することを可能ならしめる場でもあると、とらえたのである。「社会には大資産がなければ出来ない仕事が多いけれども、それは必ずしも一個人に大資産がなければならぬといふ筈はない。自分には大財産が無くとも、相応な知恵と愉快なる働きを為し得るだけの資産があれば、それを武器として他人の財産を運用し、之に依りて国家社会を益する仕事をしてゆくことが幾らも出来る<sup>22)</sup>」。

澁澤自身にとっては、会社は自己の「富を積む」場ではなく、むしろ「自己の学術知識を利用し、相応に愉快的働きをして」過ごす場としての意識が強かった。「……実業家として立たんとするならば、自己の学術知識を利用し、相応に愉快的働きをして一生を過せば、其の方が遥に有価値な生涯である。……夫故事業<sup>それゆえ</sup>に対しても独力経営の利殖法を避け、それに代ふるに衆人の合資協力に成る株式会社、合資会社などを起して、利益は一人<sup>ろうばん</sup>で壟断せず、衆人と共に其の恩恵<sup>きんてん</sup>に均霑する様にして来たのである<sup>23)</sup>」。

たとえ、みずからが大株主として経営の任に当たる場合にも、澁澤にとって会社は衆人(全出資者)の共同福利の場であり、経営者である自分は衆人の財産を運用することによって国家社会のために働いているという認識に立っていた。

澁澤のこのような共同福利的会社観と経営者の位置づけは、当然のこととして、経営者の私的な専横を厳しく戒めることになる。はたして澁澤は、会社重役の職責について、次のように述べるのである。

「凡そ社会に立ちて合本法によりて、一事業或は一会社を経営せんとするには、其の当事者たるものは宜しく立憲国の國務大臣が国民の与望を負うて国政に参するほどの覚悟を以てこれに当らなければならぬ。例へば一会社に於ける重役が、株主から選ばれて会社経営の局に当る場合には、会社の重役たる名誉も、会社の資産も、悉く多数株主から自分に囑託されたものであるとの観念を有ち、自己所有の財産以上の注意を払つて管理しなければならぬ。併し乍ら又一方に於て重役は常に、会社の財産は他人の物であるといふこと

を深く念頭に置かねばならぬ。それは会社経営上に就いて一朝株主から不信任を抱かれた場合は、何時でも会社を去らなければならぬからである。なぜならば総て重役が其の地位を保ち其の職責を尽して居るのは、必ず多数株主の希望に依るものであるから、若し多数人の信任が無くなつた際は、何時でも深く其の職を去るのが当然のことである。而して斯かる場合には公私の區別が判然として、会社の仕事と自己の身柄と直ちに判別が付き、其の間に聊かも私なく秘密なきことを期さねばならぬ。これ多数株主の与望を負うて其の任に当る会社重役の、常に心得ざる可らざる肝要の条件であらうと思ふ<sup>24)</sup>】。

会社を出資者（株主）の共同福利的組織とみる澁澤の認識は、会社を一義的に出資者の「社団」と規定して取締役に「忠実義務」を課する商法的理念のまさに一原型であるといえよう。

## 5 実業界の自立

明治期を通じて日本の経済が、国家の近代化政策の一環として、もっぱら政治に主導されたことは、やむをえない面をもっていた。しかし澁澤は、明治維新以降、日本の実業界に果たした政治の指導的役割を認めつつも、実業界の自立すなわち政治主導からの実業界の脱皮を訴えるようになる。

もっとも澁澤によれば、その政治とて、日本の場合には必ずしも自立的に国の近代化を担ったわけではない。澁澤は、明治維新についていう。「……就中大勢を動かすに至つたものは外国の刺撃で、これを悪く言へばその圧迫、善く言へばその指導誘掖を受けた結果に外ならぬことと思ふ<sup>25)</sup>】。「維新の变革を作為した人々の頭脳も其の後様々の動揺を来し、且つ人の希望は兎角實際より一步も二歩も前へ進み過ぎる為に幾多の衝突をも来して、直ちに静平な世の中になつた訳ではない。……併し乍ら幕末の政治と云ひ、維新後の政治と云ひ、余りに極端に走らずに、都合能く治つて今日あるを致したのは、惟ふに天祐と人為と一致した結果に外ならぬことで、偏に上御一人の聖徳の致す所と、国家の為に慶賀せねばならぬ次第である<sup>26)</sup>】。

天皇の「聖徳」はさておくとして、結果から見れば、明治政府は試行錯誤を経ながらも、国家の近代化すなわち資本主義化を成功裡に導いた。

では、実業界はどうであったか。澁澤はいう。力は微弱だが、実業界が進化して、海外に比較しても笑われないほどまでになったのは、一般に知識が進歩したことと働きが敏活になったことの結果で、喜ばしいことである。しかし、「……僅々四十年來の商工業者で、しかも政治の力に依つて、誘導的に進んで來たものであるから根の張りが悪い。樹に譬へて云へば鉢植の嫌がある。動もすると政府に縋る<sup>27)</sup>」。

政府への依存——これこそ現下の実業界の「大患」であると、澁澤は批判する。「今日までは実業家の社会的勢力は極めて微々たるものであつたから、社会の進運が実業界を主動として起つて來たことは殆ど無く、みな政治方面から動かされたことが、実業方面に波及したと謂ふに過ぎなかつた。従つて過去の実業界は、恰も政治家が其の余力を用ひてこれを左右したといふ有様である。其の結果今日の会社銀行の経営は兎角政權に支配せられ、株主多数によりてこれを維持すると云ふ氣象が薄いやうである。株式会社でありながら内実は専制的になつてきた<sup>28)</sup>」。

ここに澁澤は、「過去の実業界は余りに政府の力に依頼し過ぎた<sup>29)</sup>」として、実業界の自立の必要性を説く。実業家は、政府依存という過去の「失策」に鑑み、何事によらずみずから整理し拡張してゆく覚悟を持たなければならない。また実業家は、仲間どうしでお互いに利益を進め合うだけの考えを身につけることが必要である。もし目前の小利のために互いに反目するようなことがあれば、仲間うちでは命令権はなし、結局は法律に訴えて裁決を仰ぐより方法がなくなる。政府の介入によって黑白を決しなければならないことが起こる。法律に訴え、また政府の力に頼ることになれば、政府はいよいよ万能となり、民力はますます衰退する結果となるであろう。

政府万能は、裏を返せば民力の衰退である。民間に移つて実業界を開拓して來た澁澤にとって、それは歴史の後もどり以外の何物でもなかつた。だから澁澤は、政府に対しては、「惟ふに明治も最早四十四年の歳月を重ね、大分

苔も附いて来たが同時に埃も溜つた。而して幕末の振はなかつた原因の一つであつたと思ふ属僚政治と、先例古格といふことが漫りに八釜やかましくなつて、何事も規則づくめに食傷するの観があるやうに思はれる<sup>30)</sup>。「今や静かに政府当局者の現在の仕事振りを観察するに、種々の民業を次第々々に官の手に収めて仕舞はうとする弊があるやうである<sup>31)</sup>」と批判を發し、「而して政府の此の手段に対する実業家諸氏は、其の覚醒の度合が甚しく足らぬ様に思ふ<sup>32)</sup>」と警告をうながして、実業界の自立と主体的な振興を強く訴えたのである。

## 6 資本主義の社会問題

日本の急速な資本主義化は、その裏面において、必然的に労資の階級対立（労働問題）や社会主義的急進思想の台頭（治安問題）をひきおこすようになる。澁澤にとって、これらの事態はけっして放置できない重要問題であった。

「我が国四十有余年間に於ける顯著なる万般の發達に連れて、最も注目を払ふべき新たなる現象は、貧富の懸隔が著しく其の度を加へて来たことである<sup>33)</sup>」と、彼はいう。明治維新以降、社会が向上進歩するに伴い、国内の經濟組織もおのずから複雑化し、商業にせよ工業にせよ、大資本を投じて雄大な計画を実行する時代に推移してきた。このため、過去には平均を保っていた富の分配もそれに伴って動揺を生じ、一方に巨万の富を擁する富豪が輩出すれば一方にはそれと正反対に身外無一物の貧民が生じるようになった。

澁澤によれば、「これ要するに生存競争の結果であつて、世が文明に進めば進む程、貧富の懸隔いよいよに愈々等差を生ずるは、蓋し数の免れ難き所である<sup>34)</sup>」が、憂うべきはその「結果」である。なぜなら、貧富の格差が広がると、その結果として「貧民と富豪、即ち労働者と資本家との間柄」が円滑を欠くにいたり、反目衝突して、ついには社会の秩序をみだし国家の安全を害する事態になることは、欧米先進国に先例が見られるところだからである。

澁澤は、貧富の格差はいかなる時代にも不可避のものであるがゆえに、これを強制的に引き直そうとする社会主義的発想については「思ひも寄らぬ空

想」であると排撃する。貧富の格差は、その程度に相違はあるにしても、いつの世、いかなる時代にも必ず存在しないという訳にはいかぬものである。もちろん国民のすべてがことごとく富豪になることは望ましいことではあるが、人に賢不肖の別、能不能の差がある以上、誰も彼もが一様に富むということは望みがたい。したがって富の分配平均などということは、思いも寄らぬ空想である。要するに、富む者があるから貧者が出るというような論旨の下に、世人がこぞって富者を排斥するならば、富国強兵の実をあげることは不可能である。個人の富は、すなわち国家の富である。個人が富もうと願わずして、どうして国家の富を築けようか。国家を富まし自己也栄達しようと欲すればこそ、人々は日夜勉勵するのである。だから、その結果として貧富の格差が生ずるのであれば、それは自然の成行きであって、人間社会に避けられない約束とみてあきらめるより方法がない。

とはいえ、同時に澁澤は、これを自然の成行き、社会の約束だからと放置しておくならば、ついに「由々しき大事」をひきおこすことになるのは必然の結果であるとして、貧者富者間の関係を円満ならしめ、両者の調和を図ることに、つねに意を用いなければならないとする。

ちなみに、明治政府は1911(明治44)年、労働者保護の名の下に「工場法」を公布するにいたるが、澁澤は「社会問題とか、労働問題等の如きは、単に法律の力ばかりを以て解決されるものではない<sup>35)</sup>」と断言する。

では澁澤が提示する解決策は何か。それは法律をまたない富者みずからによる貧者の救済であった。「如何に優勝劣敗の自然淘汰が社会進歩の原則であるとはいへ、吾人は此等貧困者を冷然と見過すことは出来ない。貧者をあわれ憫み、弱者をたす扶くることは、即ち我々が自身に尽すべき所の職分である。……富強者が貧弱者に対して相当の職分を尽すことは、文明的国民の唯一の徳義となつて居る<sup>36)</sup>」。

そして澁澤は、「富豪に望む」として、次のように呼びかけるのである。すなわち、いかにみずから苦心して築いた富にしたところで、富は自分一人の専有だと思ふのは大なる見当違いである。人はただ一人では何事もなしえな

い。国家社会の助けによってみずからも利得し安全に生存することができるのであって、もし国家社会がなかったならば、何人たりとも満足にこの世に立つことは不可能である。このことを思えば、富の度を増せば増すほど社会の助力を受けている訳だから、この恩恵に報いるために救済事業をもって応えるということはむしろ当然の義務であり、できるかぎり社会のために助力しなければならない。

心情に訴えた解決策ではあるが、政府権力によらず実業界の内部のみずから問題解決を図ろうとした澁澤なりの論理であった。澁澤は、すでにこの提言に先立つこと35年も前の1876（明治9）年に東京養育院事務長を引き受け、「救貧」を実践し続けてきた。その実践が、澁澤の人間性を物語る一面であることは否定しえない。しかし、澁澤にとって「救貧」は、人道上の問題にとどまらず、しだいに経済上・政治上の意味をも強く帯びるにいたったのである。「貧民救済は、これを広義に解釈すれば、社会の安寧秩序を保つに於て必要的条件であると謂へる<sup>37)</sup>」。少くとも実業家としての論理はこうであった。

### むすびに代えて

以上に、『青淵百話』によって澁澤榮一の実業思想の概要を、(1) 実業への確信、(2) 商業の地位向上、(3) 国家的観念、(4) 共同福利的会社観、(5) 実業界の自立、(6) 資本主義の社会問題——の6点に集約して紹介した。

もちろん明治・大正期の実業界にあって広範囲かつ長きにわたって活躍した澁澤の実業思想のすべてが、これに尽きるものではないことはいうまでもない。しかし、少なくとも『青淵百話』に語られた澁澤自身のことばは、彼の実業思想の核心を最もよく伝えるものであるといつてよい。澁澤の実業家としての行為・行動は、ここに紹介した思想に照らす時、よりよく理解されることになるであろう。

なお、澁澤の実業思想は、彼の経歴と時代そのものを背景に置いて記述することが理想であるが、小稿では、紙幅の都合上これらを暗黙の了解事項と



して、もっぱら実業思想を明らかにすることだけに焦点を合わせた。総合的な評価についても、同様に別の機会に譲ることとする。

- 1) 澁澤榮一著『青洲百話』同文館、1912(明治45)年。初版は、通しページの「乾・坤」(上・下)二分冊の形で発行された。数年後、全一冊の縮刷本が発行されるにいたった。縮刷本にも複数の版がある。小稿での引用は、初版本による。なお、引用にあたっては、漢字は新字体で表記した。ルビは、引用者が便宜的に付したものである。
- 2) 同上書、凡例2ページ。( )は引用者。
- 3) 同上書、凡例3ページ。
- 4) 同上書、6ページ。
- 5) 同上書、184ページ。傍点は引用者。
- 6) 同上書、172-173ページ。
- 7) 同上書、209-210ページ。
- 8) 同上書、202ページ。
- 9) 同上書、176ページ。
- 10) 同上書、175ページ。
- 11) 同上書、176ページ。
- 12) 同上書、178ページ。
- 13) 同上書、241ページ。
- 14) 同上書、70ページ。傍点は引用者。
- 15) 同上書、245ページ。
- 16) 同上書、248-249ページ。傍点は引用者。
- 17) 同上書、242ページ。
- 18) 同上書、243ページ。「需用」は原文のまま。
- 19) 同上書、第三十項参照。
- 20) 同上書、141ページ。
- 21) 同上書、141-142ページ。( )および傍点は引用者。
- 22) 同上書、62ページ。
- 23) 同上書、61-62ページ。なお、この文章は、三菱・三井の閉鎖的な蓄財による「富豪」化への批判の意味をも含んでいる。
- 24) 同上書、211-212ページ。
- 25) 同上書、205ページ。

- 26) 同上書, 205-206 ページ.
- 27) 同上書, 185-186 ページ.
- 28) 同上書, 208 ページ.
- 29) 同上書, 209 ページ.
- 30) 同上書, 206 ページ.
- 31) 同上書, 210-211 ページ.
- 32) 同上書, 211 ページ.
- 33) 同上書, 275 ページ.
- 34) 同上書, 278 ページ.
- 35) 同上書, 282 ページ.
- 36) 同上書, 276 ページ.
- 37) 同上書, 288 ページ.

—1992年7月—

(一橋大学教授)